

## 令和6年度学校施設開放事業について

本校は、都民のスポーツ活動の振興に資するとともに地域に開かれた学校づくりを促進するため、体育施設の開放を行っております。

令和6年度は、下記のとおり開放を予定しておりますので、施設使用を希望する団体は手続きをしてください。

### 記

#### 1. 開放施設、開放種目及び開放日程について

開放施設、開放種目及び開放日程は、下表のとおりです。なお、使用承認後であっても、本校の教育活動上やむを得ず承認の変更や取消しをさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

開放体育施設名：テニスコート（2面）

開放対象種目：硬式・軟式テニス

開放回数	月 日	曜日	午前	午後
1	6月29日	土	○	○
2	10月 5日	土	○	○
3	11月30日	土	○	○
合計			3	3

※開放の時間帯は、午前9時00分から午後12時00分まで、午後1時00分から午後4時00分までです。

#### 2. 施設使用にかかる申請手続きについて

##### (1) 団体の登録申請

提出期限：令和6年4月5日（金）【厳守】

申請方法：下記 URL から申請を行ってください。

〈東京共同電子申請・届出サービス〉

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675225374319>

ただし、施設を使用できるのは、以下の登録団体の要件を満たす都立学校施設使用団体として登録された団体となります。

##### 【登録団体の要件】

(ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

(イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

(ウ) アマチュア活動を目的としている団体

(エ) 営利を目的としない団体

- (オ) 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (カ) その他本校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体

## (2) 施設使用の申込

上記(1)における電子申請し、受付確認後、申請者様宛に本校より、【都立学校施設使用団体登録証〔施開様式4〕】及び【都立学校開放施設使用申込書〔施開様式6〕】を添付して送付いたします。その使用申込書については、再度、電子申請（東京共同電子申請・届出サービス）をしてください。

## (3) 施設使用の決定

複数の団体が同一日時の施設使用を希望している場合は、本校において抽選等により使用日時を決定します。決定後、申請者様宛に、【都立学校開放施設使用承認書〔施開様式7〕】を交付いたします。

## (4) 管理指導員の選出

登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。その際、「依頼書」（施開例1）及び「承諾書」（施開例2）を送付しますので、ご記入頂き、本校へ返送願います。書類を確認後、「委嘱状」（施開例3）を管理指導員に交付いたします。その際、「管理指導日誌〔施開様式9〕」及び体育施設使用上の注意点等の文書を送付いたします。

## (5) 貸与物

テニスネット、その他学校と協議の上承認されたもの

## (6) 都立学校開放施設の使用に関する条件および施設の使用に関するきまりの遵守

施設を使用する登録団体には、登録証に記載された「都立学校施設の使用に関する条件」及び本校開放事業運営委員会が定めた「使用のきまり」を遵守していただきます。遵守いただけない場合は使用承認を取り消すことがあります。「使用のきまり」は以下のとおりです。

- (ア) 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、施設を使用できない。
- (イ) 責任者は、使用日時に使用団体と同行する。
- (ウ) 責任者は、管理指導員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- (エ) 使用者は保険に加入すること。
- (オ) 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- (カ) 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- (キ) 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行う。
- (ク) 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰る。
- (ケ) 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- (コ) 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとる。
- (サ) 施設等を破損した場合は管理指導員に申し出、使用団体が責任をもって速やかに原形に復する。
- (シ) その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用のきまりに基づいて開放施設を使用する。
- (ス) 登録証及び仕様申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取消しをする。
- (セ) 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取り消すことができる。
- (ソ) 使用承認後でも、学校教育上必要が生じた場合、その承認を変更し又は取り消すことができる。